

わいわいマガジン

2018年8月28日(火)

〒271-0044

千葉県松戸市西馬橋 5-1-5

吉村博税理士事務所

TEL 047-347-9009

FAX 047-347-9016

㈱わいわいビジネスコンサルタント

Email: yoshimura@wa-i.jp

「例のカードを持ちましょう」

e-Tax 利用の簡便化

個人納税者の方の e-Tax システム改修

国税庁は、マイナンバーカード搭載の電子証明書やマイナポータル連携機能の活用をめざし、日々システム改修を進めているそうです。平成30年7月11日には「e-Tax 利用の簡便化の概要について」というお知らせを出しています。

簡便化には2つの方法があるが……

リリースでは「マイナンバーカード方式」と「ID・パスワード方式」が紹介されています。

「マイナンバーカード方式」は、マイナンバーカードとカードリーダーを利用して申告等のデータの送信を行う作業ですが、従来は税務署に e-Tax の開始届出書を提出し、e-Tax の ID・パスワードを受領する必要がありました。平成31年1月以降は、マイナンバーカード方式の場合、届出書の提出や ID・パスワードの受領は必要なくなります。これにより e-Tax の利用開始が簡便化されます。

「ID・パスワード方式」は税務署で職員による本人確認後に発行される ID・パスワードを用いて e-Tax を行えるようになります。ただし、この方式は国税庁 Web サイトの「確定申告書等作成コーナー」でのみ

利用できるそうです。

ID・パスワード方式の落とし穴？

平成31年1月以降、e-Tax ホームページから確認できるメッセージボックスに保管されている受信通知（e-Tax での申告履歴・正常に申告書が受理された通知・申告についてのエラーメッセージなどが税務署から届きます）の閲覧には、原則としてマイナンバーカード等の電子証明書の認証が必要となるそうです。つまり、ID・パスワード方式では結果表示等が確認できない模様です。国税庁は「ID・パスワード方式はあくまでマイナンバーカードが普及するまでの暫定的な対応」としています。電子申告も普及させたいが、平成29年3月時点で全国8.4%というマイナンバーカードの普及率も上げたい、という本音が透けているように思えます。

なお、平成31年からはスマートフォン等でも確定申告書等作成コーナーが利用できる改良も施される予定です。



医療費控除やふるさと納税だけの簡単な申告なら、スマホで作成し、ネットプリント等を利用しての郵送が一番楽かな。